

令和6年度杉並区特別職報酬等審議会

項 目	内 容
日 時	令和6年10月31日(木) 午後3時～午後4時51分
場 所	第1委員会室
出 席 者	飯島 典子 五十嵐 裕美 岩倉 礼子 牛山 久仁彦 金子 征治 佐藤 慎祐 高 武征 内藤 一夫 宮崎 静子
欠 席 者	1 名 和田 新也
出席説明員	区長 岸本 聡子 副区長 渡辺 幸一 総務部長 山田 隆史 総務課長 秋吉 誠吾 人事課長(職員厚生担当課長兼務) 木下 宏純 区議会事務局長 森 雅之 区議会事務局次長 村野 貴弘 教育委員会事務局庶務課長 渡邊 秀則 監査委員事務局長 田中 哲 人事課給与福利係長 井上 廣行
傍 聴 者 数	0 名
議 事	・特別職報酬等について ・政務活動費について
会 議 資 料	特別職報酬等審議会 次第 特別職報酬等審議会 委員名簿 席次表 審議資料1 特別職報酬等審議会条例等 審議資料2 特別職報酬等審議会設置にかかる経緯等 審議資料3 特別職の給与等 審議資料4 杉並区の財政状況等

	審議資料5 国の経済・賃金動向等
	審議資料6 特別報酬等の改定および23区の状況
	審議資料7 令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要
	審議資料8 政務活動費関係資料

総務課長 それでは時間になりましたので、令和6年度杉並区特別職報酬等審議会を開会いたします。本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。総務課長の秋吉でございます。

本審議会は、区長の諮問により、特別職等の給与等について審議・答申いただくもので、10名以内の委員で構成されております。委員の任期は2年で、本日は、委員改選後、2回目の審議会でございます。本日の資料について確認させていただきます。まず、本日の次第でございます。次に、委員名簿、席次でございます。資料右肩に「審議資料」とあるものです。資料1が「特別職報酬等審議会条例等」でございます。資料2が「特別職報酬等審議会設置にかかる経緯」でございます。続きまして、資料3が「特別職の給与等」でございます。続きまして資料4が「杉並区の財政状況等」。資料5が「国の経済・賃金動向等」でございます。資料6が「特別職報酬等の改定及び23区の状況」。資料7が「令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要」。資料8が「政務活動費関係資料」になってございます。以上8点でございますが、不足などございますでしょうか。よろしいでしょうか。途中、落丁等ございましたら係員にお声がけいただければと存じます。

それでは、続きまして委員の皆様をご紹介させていただきます。お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立いただければと存じます。

杉並区スポーツ協会からご推薦いただきました飯島典子委員でございます。

飯島委員 スポーツ協会から参りました飯島です。よろしく願いいたします。

総務課長 杉並法曹界からご推薦いただきました五十嵐裕美委員でございます。

五十嵐委員 弁護士の五十嵐です。よろしく願いいたします。

総務課長 日本公認会計士協会東京会杉並会からご推薦いただきました岩倉礼子委員でございます。

岩倉委員 公認会計士の岩倉礼子でございます。よろしく願いいたします。

総務課長 明治大学政治経済学部からご推薦いただきました牛山久仁彦委員でございます。

牛山委員 明治大学の牛山でございます。よろしく願いいたします。

総務課長 連合杉並地区協議会からご推薦いただきました金子征治委員でございます。本審議会の会長でございます。

金子委員 連合杉並の金子です。よろしく願いいたします。

総務課長 杉並産業協会からご推薦いただきました佐藤慎祐委員でございます。

佐藤委員 杉並産業協会佐藤でございます。よろしく願いいたします。

総務課長 杉並区社会福祉協議会からご推薦いただきました高武征委員でございます。会長職務代理者でございます。

高委員 高です。よろしく願いいたします。

総務課長 杉並区町会連合会からご推薦いただきました宮崎静子委員でございます。

宮崎委員 町会連合会の宮崎でございます。よろしくお願いいたします。

総務課長 杉並区商店会連合会からご推薦いただきました内藤一夫委員でございます。

内藤委員 杉並区商店会連合会会長の内藤でございます。よろしくお願いいたします。

総務課長 なお、本日は都合によりご欠席となりましたが、東京商工会議所杉並支部からご推薦いただきました和田新也委員の以上10名の委員でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

宮崎委員の前任者の堤様におかれましては、昨年12月13日にご逝去されました。故人の生前のご功績に敬意を表しますとともに、謹んでご冥福をお祈りいたします。

なお、本日は9名にご出席いただいておりますので、審議会条例第6条第2項に基づく定足数を満たしており、当審議会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

次に区側出席者をご紹介します。区長の岸本聡子でございます。

区長 こんにちは。よろしくお願いいたします。

総務課長 副区長の渡辺幸一でございます。

副区長 副区長の渡辺です。よろしくお願いいたします。

総務課長 総務部長の山田隆史でございます。

総務部長 よろしくよろしくお願いいたします。

総務課長 人事課長、職員厚生担当課長兼務の木下宏純でございます。

人事課長 よろしくよろしくお願いいたします。

総務課長 区議会事務局長の森雅之でございます。

区議会事務局長 どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長 区議会事務局次長の村野貴弘でございます。

区議会事務局次長 よろしくよろしくお願いいたします。

総務課長 教育委員会事務局庶務課長の渡邊秀則でございます。

庶務課長 よろしくよろしくお願いいたします。

総務課長 監査委員事務局長の田中哲でございます。

監査委員事務局長 どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長 最後に改めまして私、総務課長秋吉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、審議に先立ちまして、岸本区長から一言ご挨拶をさせていただきます。

区長 皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、令和6年度特別職報酬等審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆様におかれましては、日頃より杉並区政にご協力を頂くとともに、本審議会委員をお引き受けいただき、重ねて感謝を申し上げます。

本審議会は、区議会議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額に関する事項について、私からの諮問に基づき、皆様に公正・中立な立場からご審議いただき、答申を頂くものでございます。

さて、国全体の状況に目を向けますと、内閣府による先月の月例経済報告では、「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している」とし、また春闘の最終回答も実

に33年ぶりの5%のベースアップ水準となっておりますが、一方、食品を中心とした物価上昇やその影響を受けた実質賃金の回復の遅れなど、懸案事項も多くございまして、区としても、この間、様々な物価高騰対策を講じてきているところです。

一方で特別区の状況は、区税収入などが増加傾向にあるものの、下振れリスクのある国内経済状況や、ふるさと納税制度や国による不合理な税制改正の影響などを踏まえますと、決して楽観視できるものではありません。

このような景気動向の中、特別区人事委員会が公民較差の結果を踏まえ3年連続で月例給・特別給ともに引き上げ勧告を行ったということは皆様もご存じかと思えます。

本日の審議会では、現在の客観的な状況を踏まえ、様々な観点から、公正・中立な立場で、委員の皆様にご議論をしていただければと存じます。

ご審議の方、どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長 それでは、ここから会の進行を金子会長にお任せいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

金子会長 改めて、金子でございます。若輩者でございますけれども、よろしくお願いいたします。

皆様、円滑な会のご進行にご協力をまずお願いしたいと思います。まず、当審議会に対する区長の諮問をお受けしたいと思いますのでお願いいたします。

区長 区議会議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額について、杉並区特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき諮問します。よろしくお願いいたします。

(諮問書 手交)

金子会長 諮問書をお受けいたしました。それでは、これから審議に入りますので区長、副区長にはご退室していただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

区長 よろしくお願いいたします。

副区長 よろしくお願いします。

金子会長 それでは、事務局から諮問文の写しを委員の皆様にご配付をお願いいたします。

では審議を始める前に、会の運営について確認いたします。審議会の会議は原則公開となっております。本日の会議も公開で行いたいと思えますが、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

金子会長 異議がございませんので、公開で行うことといたします。

また、本日は、傍聴は今のところいらっしやらないということでお聞きしております。

次に、事務局から会議資料及び会議録の取り扱いについて、説明をお願いいたします。

総務課長 私から3点ほどご説明いたします。

会議資料は区のホームページで明日以降公開いたします。会議録作成のため会議の様子を録音させていただきます。ご発言の際には、お手元のマイクをご使用いただくとともに、スイッチを押していただきまして、赤ランプが点灯してからご発言をお願いいたします。作成した会議録も区のホームページに公開いたします。会議録は皆様に事前に内容をご確認いただいた上で、発言者の氏名を記載し公表いたします。以上です。

金子会長 皆様、今の説明ですけれども、よろしいでしょうか。

それでは、ただいまから審議に入りたいと思います。審議に当たりまして、先ほどの区長の諮問、審議会の運営について、事務局から補足説明はありますでしょうか。

総務課長 それでは、区長からの諮問の趣旨等についてご説明させていただきます。

まず、昨年度の本審議会の審議経過と答申の内容、さらに答申に基づき提案した特別職の給与等の改正条例の区議会での審査結果につきまして、改めて振り返りをさせていただきます。

委員改選による1年目の会議、金子会長にご尽力を頂くとともに、委員の皆様、熱心なご議論をいただきまして誠にありがとうございます。改めてお礼を申し上げます。

審議会の経過、答申の内容でございますが、報酬等の見直しについては引き上げが妥当とのご意見を頂き、引き上げの水準とその根拠をどこに求めるかを議論し、一般職の給与改定が職級により改定率が異なる、若年層の改定率が高かったことから、若年層と比べて改定率を低く抑えている部長級職の改定率を参考として0.3%の引き上げとする。

それから、期末手当も人事委員会勧告の水準をベースとした0.1月分の引き上げ。

議員報酬についても区長等と同様とする。それから、政務活動費につきましては、物価上昇はあるものの、特段見直すべき理由もないことから据え置きとするというのが答申の概要でございました。

区長はこの答申内容を踏まえまして、特別職給与等の改正条例を令和5年第4回区議会定例会に提案いたしました。議員からの意見としましては、「答申の内容は尊重すべきであるが、民間実態としては、中小、特に零細企業はまだ十分に賃上げの恩恵を受けていない」。それから「物価上昇で実質賃金は減少傾向である」、それから「物価上昇の影響を受けにくい一定程度の報酬を受けている特別職については据え置きが妥当」などのご意見がありまして、改正条例案は否決されたということでございます。特別職の報酬等が、当審議会の答申どおりに改定されなかったことは極めて異例なことでございます。

こうした昨年度の経過等も踏まえまして、改めて本審議会制度がつくられた経緯とその役割を説明させていただきます。

特別職報酬等審議会の歴史は古く、昭和39年の自治省の事務次官通知に遡ります。資料2をご覧くださいと存じます。

議決権のある議員が自らの報酬を決めることはお手盛りとの批判的な当時の世論があり、地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要があると認められる、といったことから、都道府県知事の附属機関として特別職報酬等審議会を設置する、知事は議員の報酬の額に関する条例を議会に提出するときは、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならないものとする、首長、助役、出納長も同様、という通知が国から発出され、これにより区市町村も含め審議会が設置されることとなりました。

併せて通知には、審議会の委員は、都道府県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから任命すること、として広く民意を反映するために審議会が設置されるものであることも明確化されております。このことから、社会情勢、区財政状況、他自治体の状況など、多角的な視点から特別職の報酬についてご議論いただき、報酬改定に当たって

広く民意を反映させる役割を持つのが本審議会ということでございます。

また、政務活動費でございますが、資料2の裏面をご覧ください。平成12年の地方自治法改正による法制化に当たり自治省通知で、政務活動費、当時は政務調査費とっておりましたけれども、を条例で定めるに当たっては、例えば今お話しした昭和39年の事務次官通知にある、特別職報酬等審議会等の第三者機関の意見をあらかじめ聞くなど、住民の批判を招くことがないように配慮すること、とされており、当区においても、本審議会の審議事項としてございます。

次に、資料が前後いたしますが資料1をご覧ください。本審議会条例第2条では、区長は、報酬等の額に関する条例を区議会に提出しようとするときは、と規定しておりまして、民間の賃金動向等を勘案すると、特別職報酬等についても見直しは必要との認識の下、先ほど区長が諮問したものでございます。

生計費や民間賃金の動向を調査した人事委員会勧告を踏まえて決定する一般職の職員給与と、それから職務の特殊性に応じて決定する特別職の報酬等では、その性格は自ずと異なります。

一方で、人事委員会勧告は民間労働者の賃金動向を反映しており、一般職の職員を対象とするものではありませんが、公務部門の給与改定であり、区長等の特別職の給与や議員報酬の改定の検討に当たっても目安の1つとなることから、例年、特別区人事委員会勧告があった10月以降に特別職報酬等についても見直しを検討していただくこととしてございます。

次に、審議いただく範囲でございます。資料3をご覧ください。区長の給与の例示がございすけれども、網かけの部分の給料が対象でございます。期末手当は民間のボーナスに相当するものでございますが、給料月額・報酬月額を算定基礎としてございますので、審議対象の給料の額等と密接な関係にあることから、例年、併せて意見を頂いております。

なお、本日の会議の到達点でございますが、金子会長の進行の下、区長の諮問に対する本審議会としての答申の骨子となる改定の適否、仮に改定するのであれば、どのような内容が妥当かなどの大きな方向性につきまして、皆様からご意見を頂きまとめていただければと存じます。以上でございます。

金子会長 ありがとうございます。ただいま、昨年の答申、その後の議会での否決という流れ、それから本審議会の目的といたしますか、なぜこういう審議会があるかということについてのご説明を頂きました。いろいろご意見はあろうかと思いますが、この後審議の中でかぶる部分かと思っておりますので、円滑に進めるため、その中でいろいろなご質問があればしていただければと思っておりますので、まずは具体的な審議に入っていきたいと思っております。

まずは、1つ目は特別職の報酬等に関してでございます。事務局から関連する資料についてご説明をお願いいたします。

総務課長 それでは、資料4から6につきましてご説明申し上げます。恐縮ですが、着座にてご説明させていただきます。

特別職の報酬につきましては、その原資は税金でございます。昨年の議論の過程では、複数の委員からふるさと納税による特別区税の流失に関してのご意見を頂きました。このほか、改正条例案の区議会での審議過程においても、区の財政状況については、例えば

起債・基金の状況を単に総額だけではなく、区民一人当たりで換算することですとか、他区との比較など、多角的な視点で総合的に判断できるよう審議会委員に情報提供してほしいというご要望もありました。こういったことを踏まえまして、前提条件となる区の財政状況等につきましては新たに資料も追加してございますので、そういった資料も含めてご説明させていただきたいと思っております。

それでは資料4の1ページをご覧ください。23区別の行政数値の比較でございます。表の中段に杉並区がございまして、杉並区は人口で7番目、世帯数は6番目となります。区の面積は8番目の広さで、議員数は4番目、区の職員数は7番目に多いということになります。一番右の令和6年度の普通会計の当初予算は約2,217億円で9番目となっております。

次に2ページをご覧ください。「杉並区における財政状況の推移」でございます。一番右の令和5年度のところをご覧ください。歳入総額が2,372億円余、歳出総額は2,258億円余となっております。いずれも前年度から増となっております。そして歳入総額のA欄から歳出総額のB欄を引きまして、さらに翌年度に繰り越すべき財源D欄を差し引いたものがF欄の実質収支額となりますが、その額は111億円余となっております。その上にある実質収支比率E欄は、標準財政規模に対する実質収支額の割合を示すものでございますが、こちらは8.1%となっております。次に、経常収支比率H欄でございます。こちらは財政構造の弾力性を示すものでございまして、毎年入ってくる経常的な収入が人件費や扶助費、公債費など容易に削減できない経常的な収支にどれだけ充てられているかを示すものになります。令和5年度は80.7%でございます。最後に人件費比率K欄は15.5%となっております。

次の3ページをご覧ください。こちらは今申し上げた数字をグラフ化したものでございます。杉並区は黒い四角、23区の平均は白い三角で表してございます。上段の実質収支比率は、杉並区は23区の平均より少し高いと。下段の経常収支比率は、こちらも23区の平均76.5%と比べると少し値が高くなっている状況でございます。

次の4ページをご覧ください。区債と基金の残高の推移でございます。上段のグラフを見ますと、令和5年度の区債の残高が359億円、その下の32億円は発行額を示しております。また、下段のグラフは主な基金残高の推移となっております。財政調整基金、施設整備基金、減債基金の合計は令和5年度末で約862億円となっております。

次の5ページには、今ご説明した区債と積立基金残高を区民一人当たりで換算したものを特別区平均と比較したものでございます。区債残高は特別区平均を上回っており、積立基金残高は特別区平均より下回っているということでございます。

次の6ページには昨年度の本審議会でも話題になりました、ふるさと納税の流出の資料になります。特別区税が堅調に推移する中で、ふるさと納税による寄附金税額控除額、これは令和5年度には47.9億円となっております。

続きまして、7ページは職員数及び人件費の推移でございます。令和5年度は3,552人。これは常勤の職員で、再任用のフルタイム職員を含むものでございます。その下のグラフは人件費と人件費比率の推移でございます。令和5年度をご覧ください。人件費の総額は349億円、退職手当を除く人件費は338億円となっております。人件費総額、

人件費比率とも前年度より下がっておりますが、昨年度は定年延長によって職員の定年退職者が発生しなかったということで、退職金が減になっていることが要因でございます。

次に資料5「経済・賃金動向」についてご説明をいたします。資料5-1、これは「【内閣府 月例経済報告】日本経済の基調判断」の月別の推移でございます。ご覧いただきますと緩やかではありますが景気は回復傾向にあるかなといったことが示されております。

それから、資料5-2は9月の基調判断の資料となります。こちらには現状と先行きについての記載がございます。先行きの欄には「緩やかな回復が続くことが期待される」ことが示されている一方で、懸念材料も記載されております。

資料5-3は今年の春闘の結果でございます。33年ぶりの5%超えといった結果が示されております。

次の資料5-4、こちらは「消費者物価指数」でございます。事前にお送りしたものが8月時点のものでございまして、本日席上配付したものが最新の9月時点のものでございます。表にある変動の大きい生鮮食品を除く総合指数は9月時点で108.2、前年度同月比2.4%の上昇となっております。依然として高い水準で推移しております。

次に資料5-5は「勤労統計調査」の結果で、こちらは実質賃金に関する資料でございます。こちら、最新の8月分を本日席上配付させていただきました。表の中を見ますと現金給与総額は前年比2.8%の増となっており、これは32ヶ月連続のプラスとのことでございますが、一方でその下の実質賃金は前年比マイナス0.8%と。今年6月に27か月ぶりにプラスに転じておりましたが、8月には下がりマイナスに転じたという結果でございます。

それでは、次の資料6をご覧ください。「特別職報酬等の改定及び23区の状況」をご説明いたします。1枚おめくりいただきまして、「特別区人事委員会勧告及び特別職報酬等審議会答申等の推移」でございます。表は左から年度、人事委員会勧告の推移、当審議会の答申の推移、当審議会答申を踏まえて区が改定した内容の推移となっております。

1段目は、令和6年度の人事委員会勧告の内容が記載してございます。公民比較等の結果、その較差、月例給を率にして2.89%、額にして1万1,029円。職員の給料が民間従業員の給与を下回っていることから、これを解消するため「初任給、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で引き上げ」。特別給は「0.2月引き上げ」といった内容となっております。

その下、昨年度ご審議いただきました令和5年度のものでございます。人事委員会勧告は、月例給については「初任給及び若年層を重点的に全ての級及び号給で1,000円以上の引き上げ」、特別給は「0.1月引き上げ」といった内容になっておりました。その右には、当審議会でご審議いただいた結果でございます。人事委員会勧告と区の財政状況などを勘案して、「区長等の給料月額は部長級職員と同水準の0.3%引き上げ、期末手当は0.1月引き上げが妥当である」という答申を頂きました。その右は、「審議会答申を踏まえて区が改定した内容の推移」の欄となっております。令和5年度は議会で否決されたということから、この欄には答申を踏まえた改定案と議会で否決された旨を記載

してございますが、少し分かりづらくて申し訳ございません。結果的には、「改定なし」ということでございます。

以下3ページにわたりまして平成19年度からの推移を掲載しておりますので、参考にさせていただければと存じます。

それでは、次の資料6-2をご覧ください。「23区別 特別職報酬等の状況」を調査したものでございまして、まず「各区条例で定める給料等月額」でございます。表の左から区長、副区長、教育長と並んでおります。網かけしてある部分をご覧くださいと思います。区長につきましては、給料月額は111万3,000円で、23区の中で18位。

副区長につきましては、89万1,900円で18位。教育長は、76万4,400円で19位となっております。常勤の監査委員につきましては、代表が68万7,500円で2位。その他が66万8,700円で5位となっております。

杉並区には、常勤の監査委員は代表監査委員だけでございますので、そこをご覧くださいと思います。また監査委員は条例で常勤の監査委員を置いているところと置いていないところがございますので、表が埋まっていないのはそういった理由からでございます。また、報酬等について条例で定めていない区もありますので、記載されている区は条例で定めてある区だということをご理解いただければと思います。

それから、議長は85万6,000円で23位、副議長が77万4,600円で20位、一般の議員につきましては59万5,700円で22位となっております。

1枚おめくりください。期末手当でございます。支給月数と年額でございますが、こちらから見ていきますと、区長は4.03月で年額728万円、順位は23区で3位、副区長も同様に3位、教育長は9位、代表監査が1位となっております。議長につきましては3.78月で、年額は469万円18位、副議長は13位、議員も13位となっております。なお、期末手当の計算方法は欄外に記載してございます。

また1枚おめくりください。こちらは給料等の月額と期末手当を合わせた年間の報酬の合計額でございます。年間で見ますと区長は2,258万円で2位、以下、副区長が3位、教育長が15位、代表監査は1位、そして議長は23位、副議長は18位、議員は19位になってございます。

1枚おめくりください。こちらは退職手当でございます。区長のところを見ていただきますと、支給率が4.50月であるものの支給額が1,503万円で23位となっております。これは特例措置によるものでございまして、区長の就任後の令和4年第3回区議会定例会におきまして、100分の25に相当する額を減じて得た額とするという特例条例が可決されたことによるものでございます。副区長は1,092万円で16位、教育長は19位、代表監査が3位でございます。この退職手当は任期まで4年間勤続した場合でございます。教育長は任期が3年でございますので3年ということになります。

さらに1枚おめくりいただきますと、特別職の在任期間中の報酬総額でございます。こちらは先ほどの月額の給料と特別給、そして退職手当を合わせた任期中の報酬総額となります。区長の場合は全23区で17番目の1億533万円になっておりまして、副区長は9番目、教育長が17番目、常勤の代表監査は2番目となっております。

次に、民間賃金の動向を踏まえ10月9日に公表された本年の特別区人事委員会勧告

の概要につきましては、資料7によりまして人事課長からご説明させていただきます。

人事課長 私からは、去る10月9日に示されました特別区人事委員会勧告の概要についてご説明いたします。

資料7をご覧くださいと思います。1ページの上段の実線で囲っている部分が、今回の勧告のポイントとなっております。

1点目が月例給についてでございます。民間と特別区職員の給与の公民較差が1万1,029円、率にして2.89%存在しており、較差を解消するため初任給、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で引き上げ改定を行うことが適当という内容となっております。

本年の公民較差算出に当たりましては、差額支給者を除外するという一時的、特例的な措置を執り行っております。なお、この差額支給者とは、平成30年4月に実施しました行政系人事・給与制度の改正に伴う給料表の切替えによりまして、下位の級に切り替わった職員に対し、切替え前の給料額を保障するために差額を支給している職員のことでございます。

2点目は、特別給でございます。期末手当と勤勉手当を合わせたものを特別給と呼んでおりますが、現行の支給月数は、年4.65月となっております。今回の勧告では、民間の支給割合が年4.87月分となっていることから、年間の支給月数を0.2月引き上げて年4.85月とし、引き上げ分は民間の状況等を勘案し期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとしております。

今回の改定による平均年間給与への影響でございますが、特別区職員の改定前の平均年間給与額、約642万5,000円が約669万1,000円となりまして、約26万7,000円増加することになります。

給与改定の実施時期でございますが、月例給につきましては本年4月に遡及することとし、特別給につきましては改正条例の公布の日から実施することとしております。

以上が、令和6年の給与勧告の概要でございます。

金子会長 ありがとうございます。かなり膨大な資料と思いますが、事前に配付もされていることかと思えます。冒頭の話も含めて説明に対してご質問等があればまずお受けしたいと思えますので、質問がある方は挙手、あるいは順番ということでもよろしいですが、何かありますでしょうか。特になければ審議の中で、またご意見を賜るという形になりますが、取りあえず資料に対するご質問はよろしいですか。

ということなので、1回質疑については終了させていただきたいと思えます。次に、審議会として考え方をまとめるために、各委員から意見を頂く時間にしたいと思っております。区長の諮問に対して当審議会が答申する範囲は、条例の規定により「給料・報酬の月額」でありますけれども、先ほどありましたとおり、期末手当は給料月額を基礎としており密接に関連しているということでございます。

そうしたことから、配布された資料、事務局の説明を踏まえて、委員の皆様からは給料・報酬の月額に限定せずに、特別職の報酬改定全般に関してご意見を頂きたいと思えますがそれでよろしいでしょうか。

総務課長 そのようにお願いいたします。

金子会長 一方で、限られた時間でございますので、議論が拡散しないためには意見を出すポイントを明確にする必要があると思います。諮問の趣旨などから、大きく2点に関して皆様のご意見を頂ければと思います。

1つ目は、報酬等を改定するか否かということです。2つ目は、改定するという結論の場合はどのような内容が望ましいかということでございますので、よろしく願いいたします。

まず、1つ目の報酬を改定するのかどうかにつきましては、資料4、資料5など区の財政状況や民間賃金の動向などを見ながらになると思いますが、ご意見のある方がいらっしゃいましたらご発言をお願いしたいと思います。

せっかくの機会ですのでお1人ずつご発言を頂きたいと思いますので、まずはご発言をよろしく願いいたしたいと思います。では、五十嵐委員から順番でよろしいですか。

五十嵐委員 五十嵐でございます。ご説明ありがとうございます。今年、この審議会の審議に際しては、やはり昨年の区議会での経緯というものはある程度前提にしなくては行けないのかなと思うのですけれども、審議会の基本的な考え方として、区議会の判断はご判断として尊重するとしても、今ご説明いただきました審議会設置の経緯ですとか趣旨からすると、審議会としては審議会の立場としての判断があってよいのだろうと基本的に考えております。

その際、やはり区長含む特別職の報酬については、その職務にふさわしい内容、金額の報酬をお支払いするという考え方でよいのだろうと思います。報酬を改定するかという1つ目の論点につきましては、一般職の人事委員会の勧告等も踏まえると、やはりある程度上昇するという考え方がよろしいのではないかと思いますので、報酬を改定する方向で今日は審議をされたらよいのではないかと考えています。

金子会長 ありがとうございます。それでは、牛山委員よろしく申し上げます。

牛山委員 牛山でございます。私も結論から申し上げますと、五十嵐委員と同様に改定すべきであると考えております。基本的には昨年の答申をしたときの状況と、今回の令和6年度の状況というのは大きく変化がないということや、あるいはさらに賃上げ要望や状況とか、あるいは昨今の様々な民意といったものを踏まえますと、物価高などもあり、賃上げをしていく傾向にあると思います。そういった意味で特別職だから云々ということをおしはあまり考えておりません。選挙とか、あるいは公務員批判とか様々あるかと思うのですが、私は教員として教えている立場もあり、若者が自治体職員に対するなりたい気持ちも失せてしまっているような状況、これがやはり民間との給与の差とかそういったものが原因でもあると思います。特別職を含めた公務員、あるいは議員に「なりたい」という意欲が薄れ、有能な人材が公共の場に集まらなくなるという現状は変えていかないとはいけません。

ですから、有能な人材とか、あるいは能力のある方々が、特別職や議員の方々になりたいと思う姿勢、それはお金だけではないと思いますけれども、待遇の面からも今回、昨年同様に改定をしていくべきであると思います。また五十嵐委員のおっしゃられたように議会は確かに重要な区の機関ではございますけれども、制度趣旨からいっても、本審議会が不偏不党という立場で客観的な観点から答申をしてきたことについて、昨年度の答申

案をふまえた提案が議会で否決されたことは、遺憾だと思います。以上でございます。

金子会長 ありがとうございます。では、高委員よろしく願いいたします。

高委員 社協の高です。社協の職員の給与というのは区の職員に準じるということで、私、一応会長という立場でございますので少しでも職員の給与が上がるというのは大変喜ばしいということで、今、先生方のご意見にいろいろあった細かいことはよく分かりませんが、おおむね特別職の方の給与の改定とかは間違った方向に行っているとは思っておりません。私から簡単でございますけれども、よろしく願いいたします。

金子会長 ありがとうございます。宮崎委員、よろしく願いいたします。

宮崎委員 本当に初めて参加させていただきましたので、申し訳ございません、流れもまだつかめないておりますが.....。

金子会長 適否ということではあるのですが、金額は別として方向性みたいなもしご意見があればということですが。要は報酬の改定を、1かゼロかでいえば、改定するかしないかと。

宮崎委員 やはり全体の動向を見ながら、時代に沿っていればよろしいのではないかなと思います。

金子会長 分かりました。それでは、飯島委員よろしく願いいたします。

飯島委員 私も審議委員の立場として、やはりここで話し合うことはしっかりやっていきたいと思っております。それで報酬の改定ということに関しては、先ほど昨年状況とほとんど変わらないということがありましたので、改定はしたほうがいいのではないかなと思っております。ただ民間との差とかそういうことだと、この中の文章を読んだときに欧米における金利の水準とか、中国の不動産業界が何かとかいろいろ書いてありました。物価上昇もありますし、様々な今の状況、本当に今日話し合うのはすごく難しい状況の中でのことではないかと思ったのですが、あまり難しいことを考えられないので、とにかくある程度のことを考えて改定したほうがいいのではないかなと思います。

金子会長 ありがとうございます。岩倉委員、よろしく願いいたします。

岩倉委員 岩倉でございます。私も審議資料6のところ過去答申の推移がございまして、平成30年ぐらいのところは引き下げがうんと出ていて、その後据え置きが何年かあって、徐々に引き上げをしていきましょう、若年層だけやっていきましょう。それから昨年については若年層を中心に全階級で上げていましょう。今回の令和6年の答申を見ていきますとかなりの幅で上げて、若年層を重点にはありますけれども全階級を上げていくとなっており、やはり特別職の方の重責だとか仕事ぶりとかを考えますと、昨年議会で否決され、中小零細企業がなかなか賃上げが追いついていかない中、上げるべきではないというご意見もあったのですが、据え置きだとか引き下げとなってしまうと、国全体が賃上げを推進していく流れの中「杉並区はトップを据置くのか」とか「引き下げるのか」というのは、それはそれで感情的にまたよくないのではないかなと思っております。

ですから、私としても引き上げていったほうがいいとは思っておりますけれども、区の財政状況がきちんとしているのであればということございまして、今回新たに資料を出していただいた区債の推移と基金の推移、区民一人当たりの表がございまして、これは初めて見たのですが、ここの見方で、先ほどご質問しなかったのですが、これを見ると区

債については区民一人あたりは23区平均よりも多くて、基金については少ないという結果がずっと続いていて、これの捉え方というのはどうなのかなど。区民一人当たりにしたら借金が多くて貯金は少ないと見るのか、そうではないと見るのか。教えていただきたいと思いました。

総務課長 先ほどご説明した、区民一人当たりで見たときに、これは23区で比較したときにそれぞれ人口の規模も違えば、行政事情も異なるといったことで、単純に一人当たりで見ると比較するのがどうなのかなどというのはあります。ただ昨年議会のほうからもご要望がありまして、この数字だけを見れば決していい数字には見られないわけですが、こういった数値も議論の中の一つの参考資料として出したほうがいいのではないかとということで今回お出ししました。これをもってどう判断するのかというのは一つあるかと思えますけれども、それぞれ各区の事情が違うということもご理解いただければと思います。

総務部長 総務部長の山田でございます。今、総務課長が申し上げたとおりでなかなか一概に、各区の状況等もありますので比較をするということは難しい面もございます。昨年度議会の中でも基金の残高の区民一人当たりの数字が23区中何位なのかというところで、そこは端的に申し上げますと22位ということにはなるのです。

いわゆる基金というのは貯金ですよ、一般家庭でいえば。ですから杉並区は、貯金が少ないのではないかとということでのご意見も頂いているところではあるのですが、ただ杉並区としては今、財政調整基金というものについて令和5年で575億という数字を出しております。今、区では450億円以上は財政調整基金、これはいざというときにすぐに使いやすいという基金で特に目的を定めない基金でございますが、区の中で450億円以上はしっかり貯めていこうということをお示しして、それはしっかりとクリアをしながらさらに積み増していくということをやっているところでございます。単純な比較ができないということに加えて、区として自分たちで基本的にこれ以上をしっかりと貯めていくということをお示しして、議会の皆さんにお示しして、そこをしっかりとクリアしながらやっている。

施設の整備のための基金もさらに積み増していくということもやっている状況で、区としてはしっかりと貯金もしている。それから借金についてもしっかりと償還していくプランをもちろん持っているところでございますので、そういうことで全体としてご判断いただければと思います。また議会からも全体としては区の財政は健全だというご評価を頂いているということは、申し添えておきたいと思えます。

岩倉委員 ありがとうございます。もう1点だけいいですか、ごめんなさい。

昨年の答申で、引き上げで出したのですけれども、今回また特別区の順位が出ておりますけど、結果としてほかの区はどうだったのかと。他区と比較することはどうかというのがありますけれども、やはり全体の中、同じような特別区の中ではどういう判断だったのかというのは分かりますでしょうか。

人事課長 人事課長でございます。ホームページなどで各区の例規集ですとか、そういったところで確認できる範囲にはなるのですけれども、例えば区長で申しますと改定額ゼロというのが、23区中、杉並区を含めて6区でございます。マイナスというのが1区ござ

いますが、その他の区は全てプラスになっております。プラスになっている区は16区になります。あくまでも、ホームページで調べる範囲の参考ということでご理解いただければと思います。

岩倉委員 ありがとうございます。

金子会長 よろしいですか。

岩倉委員 はい。

金子会長 ありがとうございます。それでは、佐藤委員よろしくお願いたします。

佐藤委員 佐藤でございます。結論から申しますと、昨年審議会の引き上げ等に対しましては議会のほうで否決されましたけれども、昨年の民間の賃上げ状況と今年の賃上げ状況はかなり変わっていますので、それと資料6の人事委員会勧告の改定率も各区を見ますと例を見ないほどの引き上げ率になっていますので、これは皆さんおっしゃるとおり引き上げという形でよろしいのではないかと思います。また区議会で否決されましたら何回でも引き上げで、我々はそういう立場を保ったらどうかと思っております。余計なことをすみません。以上です。

金子会長 ありがとうございます。それでは最後になりますけど、内藤委員よろしくお願いたします。

内藤委員 商連の内藤です。それでは、今、皆さんから意見が多々出たので私も大体皆さんの意見に賛同する立場ですが、1つこの年表を見ると、令和2年から令和6年まで出ていますけれども、明らかに令和5年はデフレからインフレに切り替わった年ではないかなと思うのです。これは一般的にも認識がされていると思うのです。それを反映して今年のこれだけの大幅な改定がされているこういう人事委員会勧告が出たと思うのです。先ほど牛山委員がお話しになったように公務員も非常に人材確保するのが大変な状況、これは公務員だけではなく日本中どの業種も人手不足の大変な時代で、それこそ我々の商店街の個人のお店のアルバイトさんから、大手でもなかなか人が集まらない。だから給料を上げるのは当然という時代の状況ですから、それを昨年議会で否決はされましたけど、やはり答申に沿って改定されたほうがいいのかと思います。

それと、これは個人的な、今日の審議とは直接問題ではないのですが、やはり公務員の場合には採用するときに特別、職種によって給与体系が一律なのかそれとも違うのかというのを知りたいのです。一般の民間の企業でしたら、職種によって給料が当然いろいろありますよね。特に今の時代IT関係の人だと大変な高給をもらっているわけです、若い人ほど。ですから、そういうことも今後は公務員採用についても職種によって給料の多様性があってもいいのかなという個人的な意見でございます。以上です。

人事課長 人事課長でございます。今ご意見を頂きました職種ごとの給料表ということでいいますと、幾つか分かれております。いわゆるよく行政系と申します、事務であったり、土木建築などの一般技術というのですけれども、そういった技術系職員を含めた行政系の給料表がありまして。また、医療職の給料表というのが幾つかございます。区でいうとお医者さんの給料表ですとか、保健師の方の給料表であったり。また、あとは清掃作業員を中心とする現業系の給料表、そういったことで分かれております。

ただ、今おっしゃっていただいたようなICT関係の高い設定といったところは、なか

なか公務員の場合はまだそこまではっていないというところで、恐らく今後の課題になってくるかなと思っております。

内藤委員 今の時代デジタル化がかなり進みますから、そういう人材が大変貴重だと思うので、その辺は今後検討いただいたらいいかなと思います。

人事課長 ありがとうございます。

金子会長 よろしいでしょうか。皆さんご意見ありがとうございます。

そうするとこのフェーズでは、引き上げをするのかしないのかという議論になりますが、皆さんのお話を聞きますと、しっかりした仕事をしていただいている中で、今、賃上げ、物価高等の状況から見ると、世の中の動向に応じた賃上げを考えていくことが重要ではないのかと。そこに特別職であるとか、議員とかというのは切り離して考えたほうがよろしいのではないかということだったと思います。

財政状況の話もありましたけれども、特段そこに影響があるということでもございませんので、取りあえず改定の有無については、していく方向ということでの確認とさせていただきたいのですが、よろしいですか。

(全員 了承)

ありがとうございます。それでは2つ目の視点になりますが、改定内容をどうするかというところで、ご意見を頂きたいと思えます。引き上げ水準、どこの数字を取るのか非常に難しい話で、フリーハンドで議論するというのはなかなか難しいのかなと思えますので、何か議論のベース、よりどころになるような目安みたいなものがあれば事務局から示していただけるとありがたいですが、何かありますでしょうか。

人事課長 人事課長です。予算編成において特別職の人件費の増額を試算するため何パターンか増額率を仮定したものがございますが、それでよろしいでしょうか。

金子会長 よろしくお願いたします。それを配付することはできますでしょうか。

人事課長 はい。

金子会長 では、配付した資料について説明があればこれを受けたいと思えます。事務局いかがでしょうか。

人事課給与福利係長 それでは、お配りしました資料について説明いたします。今回の勧告では、昨年度と同様、若年層に重点を置いた改定となっております。各級の給料表の改定率が異なっております。参考までに、行政職給料表の各級の改定率ですが1級係員6.7%、2級主任2.3%、3級係長1.4%、4級課長補佐0.9%、5級課長0.9%、6級部長0.9%となっております。お手元の資料ですが、今回の勧告に準じて期末手当の支給月数を0.2月引き上げるとともに、給料月額を勧告率の2.89%、もう1つが6級部長職給料表の改定率0.9%でシミュレーションを行ったものです。1ページが特別職、裏面の2ページは議長、議員についてそれぞれ改定後の金額と増減額、増減率、年間の影響額を算出しております。

説明は以上となります。

金子会長 ありがとうございます。それでは、初めて見る資料でございます。資料を含めて皆様からのご意見を伺っていきたくと思えます。まず、この資料を含めた今の事務局の説明でも結構でございますので、質問も含めたご意見を頂ければと思えます。給料月額、そ

れから直接的ではないのですが、期末手当も含めたご意見ということでございますので、よろしく願いいたします。

同じ順番でもよろしいですか。五十嵐委員からよろしく願いいたします。

五十嵐委員 ありがとうございます。今、拝見いたしまして、この資料には書いていないようですが、昨年は部長級に準じて0.3%という方向性を支持させていただいたものですが、今年についてはそれに相当するものとしては0.9%ということで、この参考資料2枚目の資料を出していただいたということでしょうか。

人事課長 そのとおりでございます。

五十嵐委員 若年層に手厚くというのは先程来各委員からもご発言がありましたとおり、若手の人材不足の前提での人材確保の必要性というところで非常に合理性があるのだらうと思いますので、やはり部長級という、昨年も参考にしたそのぐらいの数字というのが妥当なのかなと思いました。金額的にも決して低くはない数字かなと思いますので、0.9%ぐらいの増でよろしいのかなと感じたところです。以上です。

金子会長 ありがとうございます。では、牛山委員よろしく願いします。

牛山委員 牛山でございます。私も先ほども申し上げましたように昨年と状況が大きく変わったわけではないということや、財政状況に鑑みてもこのぐらいの増額というのは可能かと思っておりますので、昨年同様の観点から部長級に合わせた形の、この0.9%の値上げということではよろしいのではないかと思います。

金子会長 期末手当も、ここの資料に準じたようなイメージということではよろしいですか。

牛山委員 はい。

金子会長 ありがとうございます。では、続いてよろしいですか。

高委員 区の財政ということで、ふるさと納税とかそういうことで財政が少しずつ減っているという話をよく聞くのですけれども、そんな中でもこういう給与の引き上げというのは可能ということなんでしょうか。それとも、取りあえず上げてしまえとかそんな考えでいるのか。ふるさと納税で50億円近くの税金が減っているということで、ふるさと納税が増えるという、これは困ってしまうので、そんな中でのバランスですよね。それが可能という前提の下にこの引き上げの議論をしているのでしょうか。

総務部長 確かにふるさと納税のいわゆる流出額については、先ほど資料でもお示ししたとおり50億近くというのが昨年度。恐らく、今年は50億を超えてくるだろうということで考えております。ふるさと納税については23区ともに非常に危機感を覚えているということは確かにございまして、これは分かりやすく言うと町会自治会の会費で自治会のために使ってもらうようなお金がほかの町会というか、その町会だけに使われないような形でなくなってしまうというような言い方で比喩的におっしゃる方もいますけれども、区民税がそういう形で他の自治体に移ってしまうことに対して制度的にこれはおかしいのではないかとということで、特別区長会からも国に対して、また東京都も先般、報道でもありましたけど、ふるさと納税そのものをやはり廃止すべきではないかということも含めて、制度上の問題点を訴えているところでございます。

一方では、区税収入はそういったことがありながらも非常に堅調に推移しているということ。コロナ禍のときに大分落ち込むのではないかとということで懸念もいたしま

したけれども、実は企業さんの法人税の収入も含めてですけど、東京都全体、また杉並区の区民税で見ても、これは順調に伸びていっているということです。当然10年、20年、30年というスパンで見たときにどうなるかは、これは予断を許さないわけですが、足下を見たときにそういう税収についても堅調に推移しているところですので、ふるさと納税そのものについては制度的におかしいのではないかとすることはほかの特別区も含めて、杉並区も国に訴えていくことは続けていきますけど、全体として財政状況は非常に堅調で安定しているということでご理解いただければと思います。

金子会長 よろしいですか。

高委員 はい。

金子会長 では、宮崎委員お願いいたします。

宮崎委員 本当にふるさと納税で気になっていたのですけれども、今のお話で納得いたしました。皆様のご意見に沿いたいと思います。

金子会長 ありがとうございます。それでは、飯島委員、よろしくをお願いいたします。

飯島委員 私も今ふるさと納税がすごく気になっていたのですけれども、税収として区として今、安定しているということですので、それでしたらやはり人材確保ということで、賃金だけの問題ではないと思うのですが、0.9%の増でいいと思います。

金子会長 ありがとうございます。岩倉委員よろしくをお願いいたします。

岩倉委員 私も先ほどご説明いただきました級ごとの一般職の上昇率をお聞きして、4級以上は、4級、5級、6級が0.9%ということでしたので、部長職と同じ0.9%の引き上げがよろしいかと思えます。

金子会長 ありがとうございます。佐藤委員よろしくをお願いいたします。

佐藤委員 この改定率をこの場で決めるのは非常に難しいと思えますので、昨年同様部長級職員と同水準の0.9%、これでよろしいかと思えます。以上です。

金子会長 ありがとうございます。内藤委員、よろしくをお願いいたします。

内藤委員 この率については自分でも判断がなかなか難しいので分からないですけど、先ほども申したようにやはり杉並区を強くするためには優秀な人材を確保するというのが将来に向けて大変必要だと思えますので、ここでしっかり改定をして今後優秀な人材が杉並区に集まるような体制にするきっかけにさせていただきたいと思っておりますので、皆様に賛同いたします。

金子会長 ありがとうございます。ほかに何か言い忘れたこととかあればと思いますが、よろしいですか。

はい。牛山委員、よろしく申し上げます。

牛山委員 すみません、審議時間を長くするつもりはないのですが、あらためて議事録に残していただきたいと思うので、今年の議会での否決について、重ねて発言させてください。議会が住民の意思、区の意思決定機関として最上位にあることは間違いないのですけれども、この報酬審が置かれている制度趣旨というものをよくご理解いただき、不偏不党の立場で客観的なデータをふまえて答申をしていることから、議会で否決されるのであれば、具体的に否決する数値などの根拠についてエビデンスを示し、ロジックを明確にさせていただいた上で区民に示していただきたいと思えます。そういう意味では、審議会の答申

を否定する以上、議会審議をされる際にも、数字などの客観的なエビデンスをお示しいただき、この審議会が置かれている制度趣旨に合った形でのご議論をお願いしたいと思います。以上です。

金子会長 ありがとうございます。なかなか短い時間の中で意見を言うのも大変な部分もありますけれども。事務局は特段よろしいですか。何かあればと。

ご意見ありがとうございました。この審議会は非常に重要だということで、客観性を持って第三者の立場でしっかり答申をしていくべき審議会だと皆さんご理解いただいていると思いますので、改めてご協力を頂ければと思います。

今の中で、報酬月額のご意見だったと思いますが、資料の中で0.9%の引き上げのほう、資料を見ていただいたということではありますが、これは審議会としては参考意見となるのでしょうか、期末手当も0.2か月増に準じるという方向性ということで皆さんのお考えもよろしいですか。もし私の認識が間違っていればご意見を頂きたいと思いますが、よろしいですか。

内藤委員 それで結構です。

金子会長 ありがとうございます。では、ここまでの特別職報酬等についての審議をまとめさせていただきたいと思います。

皆様の意見では、特別職ですと区長、副区長、いろいろな議員等ありますが、特段それぞれ職ごとにパーセンテージを変えるだとか、月数を変えるというご意見ではなかったと思いますので、基本的には同一の取り扱いの中で進めていくということの問題ないですか。

(全員 了承)

それでは、ここまで審議会としての考え方をまとめさせていただきたいと思います。頂いた資料等の前提条件として、一般職員についての給与勧告ですが、今年度は世の中全体もそうですけれども、若手職員を重点的に引き上げていっているということですが、特別職ということでは中高等目安の職員の上げ幅は僅かということですが、事務局から頂いた資料をベースに、0.9%の引き上げという方向の中で今、審議がされたところでございます。

そういう中で区長、副区長、教育長、常勤の監査委員につきましては、給料月額は引き上げということで0.9%の引き上げ、それから特別給については0.2か月の引き上げが適当であるという認識でございますが、よろしいですか。

議員についても同様の考え方ということで、区長同様に報酬月額については0.9%の引き上げ、それから期末手当について0.2か月の引き上げが適当だということで、特段差を考えてつけるということではないということでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

金子会長 いいですか。ありがとうございました。では、以上確認したということで、次に進みたいと思います。

実施時期について事務局からご説明をよろしくお願ひしたいと思います。

総務課長 答申どおりに報酬等を改定するとした場合の実施時期につきましては、これまでの例で一般職員と同様とすることとしております。過去に遡って実施される場合は、答

申のあった月からとしております。

現時点では、一般職員の給与等の改定について職員団体等と交渉中でございますので確定はしてございませんが、例えば12月に差額を支給する場合には、特別職も同様の取り扱いとなるものでございます。今回もこのような取り扱いでよろしいかご審議いただければと思います。

金子会長 一般職員同様ということでございますが、何か実施時期についてご意見とかご質問等があればお受けしますけれども、よろしいですか。

では特にないようですので、一般職員と同様の実施時期とすることが望ましいという意見を付すことで確認したいと思います。

ありがとうございます。以上で、特別職等の報酬、給料の増額等についての審議を終了いたします。

続きましては、政務活動費についてでございます。政務活動費に関する審議に入りますが、資料8「政務活動費関係資料」について事務局からご説明をよろしくお願いします。

区議会事務局次長 区議会事務局次長の村野でございます。

私からはお手元の審議資料8「政務活動費関係資料」に沿ってご説明をさせていただきます。審議資料8-1から8-3は、政務活動費に関する条例、規則、規程でございます。

審議資料8-1の2ページをお開きください。条例第9条では、政務活動費を充てることができる経費の範囲として、「区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動」に充てることができるものとしており、3ページから4ページにその活動に要する経費として、調査研究費、研修費、広聴広報費等10項目を掲げております。

審議資料8-3の1ページをご覧ください。一方、こちらの規程第2条では、政務活動に要する経費に該当しないものとして、9項目を明示しております。議員の活動は多種多様でございますが、そのうち、選挙活動、政党活動、後援会活動に関する経費等、政務活動費として計上できない項目を規定しています。

次に、2ページから4ページの表は、「政務活動に要する経費細目」として、使途に関する内容を記載しており、区民からの質疑等に説明できるよう具体的な支出基準を設けているものでございます。

続きまして、審議資料8-4は、23区の政務活動費の状況でございます。杉並区は、年額192万円、月額16万円で23区中10位でございます。平成13年度の条例制定時以降の改定がなされていない区は、杉並区を含めて19区、引き上げは1区、引き下げは3区となっております。平成21年度以降は改定の動きはなく、杉並区議会においても、特段この間、議会内で政務活動費の金額の増減についての議論は行われておりません。

次に、審議資料8-5に、「杉並区における政務活動費の推移」を記載しています。ここ数年の規程改正の主な内容としましては、令和2年に、月極駐車場代や自己所有及び自宅兼用の事務所の駐車場賃借料は計上できない等としております。また、昨年度は、規程の改正等を行わず、記載の4点について、引き続き令和6年度に検討を行うこととしております。

次に、最後のページに「2 自主改善」としまして、正副議長を含めた、議員による「杉

並区議会政務活動費調査検討委員会」において、検討を重ね、前述の規程や手引きの改正等に取り組んでおります。

当該委員会の検討に当たっては、弁護士・公認会計士等の学識経験者を構成員として設置した「杉並区議会政務活動費専門委員会」での政務活動費の使途に関する意見等を参考にしております。

今後も、区民目線が厳格化する中、区民の納得と信頼が得られるよう不断の検証と見直しを行ってまいります。

「3. 金額の推移」につきましては記載のとおりでございます。

最後に、審議資料8-6をご覧ください。令和5年度、令和5年4月から令和6年3月の政務活動費支出状況でございます。

令和5年度は4月に区議会議員の改選がございましたので、4月の1か月分のみ交付された議員と、5月以降の11か月分を交付された議員がおります。政務活動費の議員個人への交付分は、延べ45人、6,656万円。100%執行した議員が13名で、執行率は76%。また、会派への交付分は2会派で2,320万円、執行率は68.1%でございます。議会全体での交付金額は8,976万円、支出総額6,638万2,977円、返納額2,337万7,023円、執行率74%となります。

私からの説明は以上でございます。

金子会長 ありがとうございます。それでは、まずはただいまの説明に対してご質問があればお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

では、私からよろしいですか。先ほどの審議でも物価が上がっているということなので上げるのが妥当ではなかったかという話でございますが、これはまた別の議論かと思えますけれども、議員さんの中から「物価が上がって大変だ」とか、そんなご意見がなければという部分もあろうかと思うのですが、実際政務をやられている方から何かご意見とか伺っているということがあるのであれば教えていただきたいと思えます。

区議会事務局次長 区議会事務局次長でございます。特別、政務活動費について増やしたほうがいいのか、減らしたほうがいいのか、あるいは物価が上がって大変だからとかいう話は、この間、議員の皆さんからは一切ございません。

金子会長 ありがとうございます。

岩倉委員、よろしく申し上げます。

岩倉委員 岩倉でございます。額の話ではないのですが、自主ルールを設けて外部からの意見を聞いたり、というご説明を頂いているのですが、やはり透明性というのが大切なのかなと思っております。審議資料の8-5にずっと年ごとの推移のところ、ここ3年ぐらいホームページで領収書を公開するというのが持ち越し、持ち越しになっている。区によっては領収書をホームページに載せているところもあるかと思うのですが、これは今どんな感じで持ち越しになっているのか教えてください。

区議会事務局次長 区議会事務局次長でございます。まず、出納簿については来たらお見せするという感じで、領収書については情報公開請求という形なのですが、これをどこまでさらにオープンにしていこうかということはずっと話されているのですが、なかなかそれぞれの会派の意見がまとまり切れないという状況がこのところ続いているような

感じでございます、最終的にまとまり切った段階で、ではどうしようという形になっておりますので、全部の議員の皆様のご合意が得られる結論には至っていないという状況でございます。

岩倉委員 分かりました。ありがとうございます。

五十嵐委員 よろしいですか。

金子会長 はい。五十嵐委員、よろしく申し上げます。

五十嵐委員 五十嵐です。資料8-5の最後のほうの専門委員会ですか、杉並区議会政務活動費専門委員会からは、ここ近年どのようなご意見が出されているか。専門委員会の評価がどのようなものかというのを少し教えていただければと思います。

区議会事務局次長 専門委員会の意見は、令和4年度に開催した専門委員会において、議員から提出された書類を確認していただきました。議員の活動を補助する職員の人件費について、当該補助職員の勤務内容を具体的に示すことが説明責任上必要だという意見がございました。意見を頂きまして、従来より補助職員の勤務実績報告書を提出していただいていたのですが、補助職員の方が行った作業内容を、単に「区政に関する調査」ではなく、「何々についてどのような事業に関連して調査」とできる限り具体的に報告していただくように少し改善したところがございます。

金子会長 よろしいですか。

ほかに何かあればですが、よろしいですか。それでは、事務局の説明及びただいま幾つかの質疑がありましたけれども、委員の皆様からのご意見をお聞きしたいと思います。

近年は据え置きが続いているかと思いますが、据え置くのか、上げるのであればいくら上げるのか、仮に下げるという判断であればいくら下げるかという形になりますが、これについても順番にご意見を頂きたいと思います。

逆にしましょうか。こちらからでもいいですか。飯島委員からでもよろしいですか、すみません。

飯島委員 今、特別に議員からの物価によるアップとかそういうお話がないということですので、このままでいいのではないかと考えておりますが、それでいいのかなという気持ちも少しあるのですが、そのままということで、特段議員さんから何もなければいいということにしたいと思います。

金子会長 ありがとうございます。岩倉委員、よろしく申し上げます。

岩倉委員 私も、昨今物価高で厳しいだろうとは思いますが、活動方法も時代によって変わってきて、費用の出方というのが変わってくる工夫の余地もあるのだろうと思っております。それで議員の方から特に要望がないのであれば、据え置きでよろしいかと思っております。

金子会長 ありがとうございます。佐藤委員。

佐藤委員 私も昨年同じ意見を申し上げたのですが、議員の方から特に要望がなければ現状維持でよろしいかと思っております。以上です。

金子会長 ありがとうございます。内藤委員、よろしいですか。

内藤委員 私としては、据え置きでいいと思います。資料8-6の内容を見ますと100%使う方もいれば全然使っていない方もいるというか、では、なくてもやろうと思えばでき

るのかなという感じもするのです。そうはいつでも全然出さないというわけにもいかないので、現状維持でよろしいかと思えます。

金子会長 ありがとうございます。宮崎委員から。

宮崎委員 皆さんの言うとおりの、据え置きでよろしいのではないかなと思えます。

金子会長 では、高委員。

高委員 我々一般人は、議員の方がどんな活動をなさっているのかというのは全く見えなわけです。それで、その中で議員の中から「活動費をもっと出せ」とか「これ以上要らない」とか「もっと減らせ」とか、そちらの意見も大切にしたいほうがいいのではないかなと僕は思います。

金子会長 ありがとうございます。牛山委員、よろしくをお願いします。

牛山委員 私も結論から言うと据え置きでよろしいかと思えます。昨年も意見を言わせていただいたのですが、やはり議員の活動というのを活性化させて区民のために頑張ってもらいたいという点では、値上げしていくということもあり得ると思えますし、一方で先ほどご意見ありましたように、時代も変わって出かけていなくてもインターネットで分かるか、調べられるというような状況も含めて、議会としてどういった金額が適当だということをよくご議論いただいて活動を活発化していただくことがよろしいかと思えますので、議会のご議論を待ちたいと思えます。

金子会長 ありがとうございます。五十嵐委員、最後お願いいたします。

五十嵐委員 五十嵐です。私も結論としては据え置きでよろしいと思えます。執行率を拝見しますと、確かにご指摘のとおり100%執行されている方もいらっしゃいますけれども、平均で見ますと76%ぐらい。会派交付分についても70%程度ということですので、あと、今何人かの委員からご指摘がありましたように、ネットですとかSNSを利用してそれほど費用をかけずに区民の方と交流されている議員さんはたくさんいらっしゃるので、据え置きということでもよろしいと思えます。

金子会長 皆さんありがとうございます。言い忘れたことがあればあれですけど、よろしいですか。

それでは、政務活動費についての審議をまとめさせていただきたいと思えます。皆様のご意見ですと、現在のまま据え置きでよろしいのではないかということでもございますが、そういうことでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

金子会長 ありがとうございます。据え置きということで確認されたと判断したいと思います。

それでは、これまでの審議内容を確認資料にまとめたいと思えますのが、時間は……。

総務課長 今ご議論いただいている中で、事務局で同時並行で資料が準備できておりますので、このまま続けていただければと思えます。

金子会長 分かりました。それでは、今回の諮問に対する答申に向けて、本日審議いたしました内容を改めて確認したいと思います。事務局から確認資料の配付をお願いいたします。

配付ありがとうございます。ただいま事務局が配付いたしました「本日の審議の概要

等」をご覧いただければと思います。それでは、これから申し上げる内容を基本として答申文を作成してまいりたいと思います。

資料ですが、「概要（まとめ）」ということで「(1) 区長・副区長・教育長・常勤の監査委員」、給料月額については0.9%引き上げる、期末手当については0.2月引き上げる、現行4.03月が4.23月ということです。年間給与につきましても区長については2.51%増、副区長についても2.51%増、教育長については2.52%増ということで、それぞれ56万8,000円、45万5,000円、39万円への増ということ。それから、常勤の監査委員、代表については35万1,000円の2.52%増。それから、その他については34万1,000円の2.51%増ということでございます。

それから、「(2) 議員」につきましても、報酬月額はこちらも同様の0.9%の引き上げ、期末手当についても同様の0.2月引き上げということで、現行の3.78月から3.98月ということでございます。平均年間給与についても26万9,000円増ということで、2.58%増という形になっております。

それから、「(3) 政務活動費」については据え置きとするということ。それから、「(4) 実施時期」についても職員と同様の扱いとするということになっています。

参考として、「今年の特別区人事委員会勧告」ということで記載させていただいているということです。

それでは、これまでの審議内容と相違がないということによろしいかというご確認ですけれども、以上、区議会議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額について、審議会の決定として、答申文を作成してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

金子会長 ありがとうございます。ここまで審議ということで皆様にお伺いしましたけど、何かここでその他ご意見等があればということですが、皆様よろしいですか。

それでは、私から、直接的な今回の審議とは関係ないのですが、今回のいろいろな意見で少々思ったことがあるので、次年度も審議会があると思いますので、それに向けて課題といいますか、その辺少し話をさせていただければと思います。

皆さんご意見ありましたとおり、審議会は第三者機関として、議会がどうこうということではなくてしっかりと決めていくことかなと思います。一方で議会は議会で異なる思いがある中で、昨年の流れがあるときに、この1回の開催という短時間での議論の中で人様の給料を決めていくというのはなかなか難しいのかなというのと、時代の流れの中で「賃金って何」みたいなところもあるときに、特別職の報酬、議員さんの報酬の位置づけというのは結局何なのだろうというところが少し明確じゃないと、なかなか議論がしにくいのかなと少々思ったということでございます。

議員さんの給料が高いかどうかというのはそれぞれ個人の感覚かと思いますが、順位表で見ると23区の中では下ということから見れば、相対的にはものすごく高いわけでもないでしょうし、一般の会社員からするともしかすると「高い」と言う人もいるかと思うのですが、そういうときに、五十嵐委員からもありましたけど、議員という仕事の価値に対する報酬ということであれば、そこについて逆に議員さん自身はどう考えて

いるのかなというのもあるのかなというところです。ですので、議員さんの給料、給料と言っはいけないのですかね、それを決めるというときに、そういう根本的なところも整理していかないとなかなか難しいのかなと。すみません、会社としょっちゅう交渉をしているので、そんなことばかり考えていますけど、仕事柄少々そんなことを思った次第でございます。

それから、これもこの審議会の議論の審議内容ではないのですが、例年退職金のデータなんかも出されていますけれども、4年間の区長の任期の中の総報酬というところも出されていたかと思います。今回、特に退職金についてのご意見はなかったですが、昨年等ありますけど、その金額の多寡に関するご意見もあるのかなと。この多寡はなかなか難しいのですが、個人的に少々どうなのかなと思うのは、任期4年が繰り返すごとに退職金が支給されるというところについて少し違和感もあったりとかするのですが、世の中そういうものだというのであればそうなのかもしれないし。その答えは持っていないのですが、もし任期中の報酬という視点もあるのだとするのであれば、そこも含めないと単年度の給料がいくらという結論を出すのもなかなか難しいのかな、なんて少し思ったりもしましたので、そこは審議会の議論の対象ではないので、あえて最後にお話しさせていただきますのでありますけど。

来年以降の課題提起ということですので、取り扱いについてはお任せしますが、発言させていただきます。特段回答が欲しいということではないので、勝手な発言として受け取っていただければと思います。

それでは、皆さんご協力ありがとうございました。それでは、事務局から答申文作成についての今後の流れについて説明をお願いいたします。

総務課長 それでは、答申文の作成の今後の流れをご説明させていただきます。本日、委員の皆様から頂いたご意見を踏まえまして、会長と事務局で調整の上、答申文の案を作成し、委員の皆様を送付いたします。

委員の皆様は、答申文案をご確認いただきまして、修正などのご意見等がございましたら指定の期日までに事務局へご連絡ください。議事録と併せて答申文案についての確認をさせていただくわけですが、その際に答申文にご意見、こういうことを入れてほしいというものがあれば併せて出していただければと思います。頂いた意見を会長が調整し、再度皆様にご確認いただいた上で答申文を確定し、会長から区長に提出するという流れでございます。この答申に当たって、改めて皆様にお集まりいただく必要はございません。確定した答申文につきましては、写しを事務局から委員の皆様へ改めて送付いたします。

以上が今後の進め方案でございます。

金子会長 それでは、ただいまの進め方の案について、ご質問、ご意見を伺いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。これはちなみに、この答申が出てまた議会で議論されるというのはいつ頃なのでしたか。

総務課長 この後、第4回の区議会定例会がございまして、12月2日に総務財政委員会がございまして、その際に議案審査されるというものでございます。

金子会長 分かりました。

特によろしいですか。

総務部長 今の議会の日程ですけれども、あくまでも今の時点での予定ということでございまして、正式に日程が決まりましたら、ホームページ等でご案内していく形になってございます。現在は、議会も含めて調整中の予定の日程ということでご理解ください。

金子会長 ありがとうございます。それでは答申文につきましては、皆さんのご意見を伺った上で、最終的な調整は会長である私にお任せいただくという進め方でご異議ありませんでしょうか。

(全員 了承)

よろしいですか。ありがとうございました。では、そのように進めさせていただきます。では、皆様のご協力によりまして本日の議事は全て終了いたしました。最後に事務局から何かあればご発言お願いいたします。

総務部長 私から事務局を代表いたしまして一言ご挨拶させていただきます。

本日は長時間にわたりまして、議員の報酬及び政務活動費の額並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額についてご審議いただき、誠にありがとうございました。頂いた意見を踏まえてということで、今後答申文につきましては会長と調整させていただくとともに、特別職の報酬等の改定につきましては、頂いた答申の内容を踏まえまして、先ほども申し上げましたとおり議案として提出するという事で段取りをしっかりと整えて対応してまいりたいと存じます。また、委員からもご意見を頂きましたけれども、報酬の改定に係る議案の提案に際しましては、議会への説明を丁寧に行っていく必要があると考えております。この報酬審議会の制度の趣旨、意義という辺りを本日お話いただいたところもございますので、そういったことも踏まえて議会に丁寧なご説明を努めてまいりたいと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

金子会長 ありがとうございました。進行が下手で大変申し訳ございません。以上で本日の審議会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。